

令和7年第3回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和7年3月4日（火曜日） 14時00分～15時48分

場 所： 佐伯市役所 6階 第2委員会室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高嶋 千恵美 4番 飛高 聖悟
5番 小野 美智子 6番 伊藤 文士 7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀
10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜
16番 塩月 吉伸 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯5区 上杉 隆盛
弥生1区 一瀬 雄二郎 弥生2区 市原 洋一 宇目1区 岡田 安代
直川1区 曾根田 正弘 直川2区 橋迫 新五 蒲江3区 後藤 正

事務局： 事務局長 市樂 栄作 総括主幹 染矢 公博 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子
主事 小野 颯月

農政課： 総括主幹 尾形 繁子 副主幹 矢野 允彦 副主幹 岡部

議事日程

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

- その他 ①佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
②非農地証明願いについて
③農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりまして、お知らせいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第6号から(4)その他の②、非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了しました推進委員は、順次欠席、退席されて結構でございます。

それでは宮協会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。

皆さんこんにちは。

第3回の農業委員会に多くの皆さんの参加をいただきまして、開催できますことを大変ありがたく思っております。

久々の雨が降りまして、農業者の皆さんに対してつきましてはほっとしてるんじゃないかなというふうに思っておりますが、麦の生産者にとってはですね、あまり降りすぎると排水対策で大変な思いをしてるんじゃないかなというふうに思っております。

今、岩手県大船渡市ではですね、大火災山林火災が、発生しておりましてもう、1週間ほどになるのかな、この雨がそちらの方に早くいったら、いってあげたらいいなというふうに思っているところであります。

農業委員会として広報委員の皆さんにはですね、農業委員会だより第8号を発刊させていただきまして、もうすでに全戸配布ということで市報と一緒にですね、配布されているんじゃないかなというふうに思っております。

広報委員の皆さんのご苦勞に感謝を申し上げたいというふうに思います。

そしてまた今ですね、気候の方も暑かったり、急激に寒くなったりというふうなことで、風邪を引かれてる方もだんだんおりますので体の方は、体調の管理についてはですね、十分ご留意をいただければというふうに思っております。

今日は6号議案の6号7号8号について、大変件数も多いということで従来通りですね、途中で先ほど局長言いましたように休憩を挟んで、議事進行させていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくご厚意申し上げまして、簡単ですけども、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

(局長)

はい。

ありがとうございました。

これより先につきましては農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

はい。

それではですね、議事進行を行いたいと思います。

農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を11番、波戸崎 孝委員、12番、三又さん、13番。

はい。

それではですね、14番の矢野弥平委員をお願いします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

はい。

それでは議事に入る前に事務局からの議案を、説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第6号農地法3第三条の規定による許可申請についての件数は12件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、1万2177平米です。

議案第7号農地法第4条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、3370平米です。

議案第8号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は4件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1379平米です。

議案第3号から、申し訳ございません。

議案第6号から8号に関する合計件数は、19件。

合計面積は、田が1万5292平米、畑が1634平米で、総合計面積は1万6926平米です。

以上の通りでございますので慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第6号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの三条の一番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見を申し上げます。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

畑野浦の方にある実家を拠点に農業を行う予定とのことです。

農地取得後はしきみを栽培するとのことです。

取得後の耕作面積は3.16アールとなります。

今後の農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
ます。事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員をお願いします。

(松本推進委員)

特に問題はないと思われ
ます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、三条の一番について、これより意見等を求めたいと思
います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思
います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思
います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思
います。

続きまして、三条の2番及び3番については、申請案件ごとに申請地及び譲渡人の譲り渡し人の欄に示す、申請人は異なりますが、譲受人の欄に示す申請人は、同一人であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議いたします。

なお、事務局の説明の後、担当推進委員が欠席のためにですね、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回、関連がありますので、三条の2、3を一括して説明させていただきます。

今回の申請は贈与及び売買の所有権移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有及びリースをしております。

農業は譲受人及び臨時雇用3人の計4人で行う予定とのことです。

農地取得後は稲を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は10.09アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
ます。

担当推進から3条の2、3について特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の2番及び3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番及び3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の4番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地の農業区域内の農地です。

譲り受けが自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定です。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。取得後の耕作面積は10.58アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

担当推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をお願いいたします。

はい。

吉岡委員。

(吉岡委員)

案件の内容としては問題ないと思うんですけども、写真の農地ですね。

今現在耕作しておるのか。

どうかちょっと不明なんですけれども、どうなんでしょうか。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

はい。

この売買の時点ではまだ耕作とかをしてない状態であるので、家が隣にあるので、所有権移転後、農業を始めるようになるとお聞きしております。

(吉岡委員)

わかりました。

(会長)

よろしいですか。

他にございませんか。

はい。

他にないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の5番についてですが、山田美之委員が申請者の代理人となっておりますので、佐伯市農業委員会会議規則第十条の規定により当該案件の審議が終了するまで、退席願います。

はい。

それでは三条の5番について事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は野菜やしきみを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は1.82アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われれます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

山田美之委員は席にお戻りください。

はい。

続きまして三条の6番について、事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見を申し上げます。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子、5、6ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外及び内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有及びリースしております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は、米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は81.021アールとなります。

今後の農業なので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きましては橋迫推進委員申し上げます。

(推進委員)

はい。

3筆とも問題ないと思われれます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、三条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の7番について、本日担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見を合わせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子7ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は借入地で米や果樹を栽培してとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と臨時雇用2人の計3人で行うとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は、1077.3アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当推進委員からも問題ない旨の意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の8番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子、8ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのこと。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は9.75アールとなります。

今後の農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの、すいません。

続きまして市原推進委員の意見をお願いします。

(市原推進委員)

問題になることはないと思われ。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の9番について、事務局の説明の後から岡田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子9ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は58.14アールとなります。

今後の農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして岡田推進委員お願いします。

(岡田推進委員)

問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとのご意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の10番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子10ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培してとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は8.17アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、寺嶋推進委員をお願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の 10 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の 10 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして 3 条の 11 番。

欠席。

はい。

本日、3 条の 11 番について本日担当推進委員欠席のため、事務局よりの説明と推進委員の意見もあわせてをお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 11 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 104.75 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局の説明等、担当推進委員の意見が述べられました。

それでは三条の 11 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の 11 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 12 番について、本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 12 ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域以外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 2.57 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明等、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは三条の 12 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の 12 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条に関する 12 件の審議を終わります。

続きまして、議案第 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書を 6 ページの四条の一番について、当該案件は曾根田推進委員の担当地区となりますが、

申請人も同じく、曾根田推進委員であり、議事産業の制限に該当するため、佐伯市農業委員会会議規則第十条の規定により、当該案件の審議が終了するまで、退席願います。

なお事務局の説明の後、担当推進委員の代わりとして、隣接する地区の推進委員であり、当該地区の状況にも詳しい橋迫推進委員より意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条の一番についてご説明いたします。

お配りしている地図の13ページ14ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

植林の用途による申請です。

申請地は、周辺の林地化に伴い、農地としての利用が困難になったため、杉を植林する計画です。

なお、申請地の一部は過去にかさ上げ、農地造成を行っており、現在は不耕作地ですが、令和6年度の農地利用状況調査結果、一筆全体では、草刈等で直ちに耕作できる農地へみどりとして判定されていることを申し添えます。

申請地では、植栽可能スペースに杉の苗木を280本植林します。

隣接地に対しては、間隔を空けて植林するために日照通風の被害はないと思われま

す。また、隣接する手前の不耕作農地1324番については、申請地の西側に位置するため所有者の同意状況の確認は必要ないとのことです。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第21両括弧1の両括弧イ第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして橋迫推進委員お願いします。

(橋迫推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と橋迫推進委員からの意見が述べられました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

曾根田推進委員は、席にお戻りください。

はい。

続きまして四条の2番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

四条の2番についてご説明いたします。

お配りしている地図の15ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は、隣接河川からの浸水に苦慮していたため、かさ上げをして畑として利用する計画です。

造成後は、露地野菜を作付する計画です。

申請地では1.5メートルから1.99メートルのかさ上げを行いますが、県道より0.3メートル低い盛土高で、また、隣接地へ県河川に対しては、間隔を空け安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして曾根田推進委員をお願いします。

(曾根田推進委員)

はい。

特に問題はないと思われま

す。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは四条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございますので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして四条の3番について、事務局事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

四条の3番についてご説明いたします。

お配りしている地図の16ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種の畑です。

貸し駐車場及び貸倉庫による申請です。

用途による申請です。

申請者は申請地に倉庫、車庫を建て駐車場及び物干し場を整備し、倉庫、駐車場を持っていない息子2人に使用させているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

なお、息子2人は、申請地に隣接する宅地に居住しています。

申請地では倉庫、車庫と、駐車場6台内2台は車庫内。また、一部は物干し場として使用しています。

なお倉庫には日用雑貨、季節家電、趣味のものなどをに入れて使用しています。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

始末書も提出されており、別に問題はないと思われま。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは四条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第4条に関する3件の審議を終わります。

続きまして、議案第8号、農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書7ページの五条の一番について、本日、担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の17ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

事務所及び倉庫、駐車場としての用途による申請です。

譲受人の現在の佐伯営業所は、旧店舗を取得し、利用していますが、申請地に事務所、倉庫を新築。駐車場を整備し移転する計画です。

申請地では、鉄骨づくり平屋建て、建築面積175.70㎡の事務所及び倉庫1棟を新築します。

また、従業員用駐車場9台、来客用6台、合計15台分の駐車場を整備し、その他の空きスペースは通路車両転回スペースとして利用する計画です。

造成工事は木の伐採後、整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は公衆用道路に側溝に放流します。

なお、雨水は自然浸透及び自然流下します。

また、申請地は埋蔵文化財包蔵地内であるため、着工の60日前までに埋蔵文化財発掘の届け出を佐伯市教育委員会、社会教育、文化財係に行います。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1両括弧1、完了(イ)第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に、該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして五条の2番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の18ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の田です。

宅地分譲用地としての用途による申請です。

譲受人が2区画分の分譲地として造成します。

申請地では、二区画分の分譲地を造成します。

造成工事は表土剥ぎ取り後、整地配水管工事のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われ
ます。

また、雨水は自然浸透及び道路側溝に自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1両括弧1のの両括弧1、第三種農地の許可物件。

第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員をお願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われれます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは五条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の3番について事務局の説明の後、上杉推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

五条の3番についてご説明いたします。

地図の19ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田です。

資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人の工場で使用するバケットの摩耗修繕の加工は、近くの下請け業者の倉庫内倉庫外で作業を行っており、でき上がった製品は倉庫外に置いていますが、在庫が増えて、車両の駐車ができなく、危険であるため、今回の申請により、申請地をバケット置き場として利用する計画です。

また、申請地の一部は、フォークリフト通路及び隣接所有者の隣接所有地の地下水、設備の関係資材置き場としても利用する計画です。

申請地では、セメント工場の生産設備用のバケット製品。

40キログラム30個。地下水は、地下水設備用排水配管一式の資材置き場を設けます。

また、申請地の一部はフォークリフト通路としても利用する計画です。

造成工事は砂利固まる土で整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は第一種、第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして上杉推進委員お願いします。

(上杉推進委員)

はい。

特に問題ないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは五条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思

います。続きまして五条の4番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の4番についてご説明いたします。

地図の18ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の田です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人の既存の駐車場には、自家用3台のうち2台を駐車しており、自家用1台と来客用1台の駐車場がなく、路上駐車等をしているため、今回の申請により、自宅前の、申請地を2台分の駐車スペースとして利用する計画です。

申請地では、自家用1台、来客用1台、合計2台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は表土剥ぎ取り後整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透道路側溝にし、自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。

ここも問題ないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは五条の3、4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第五条に関する4件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第6号、農地法第三条の12件につきましては許可したいと思います。

議案第7号、農地法第4条の3件につきましても許可したいと思います。

議案第8号農地法第五条の4件につきましても、許可したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を。

ちょっと待って。

14時50分としてさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

—休憩—

はい。

それでは休憩前に引き続き審議を再開します。

続きまして、その他の項目の①佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを議題とし、申請区分の除外及び編入について審議いたします。

なお、除外は箇所番号1から5、編入は箇所番号6と7になります。

ここですら審議に入る前に事務局から、意見が述べられますので、よろしくお願いします。

(事務局)

すいません。事務局意見というかちょっと審議にあたってご留意いただきたいことがございます。

農振除外と農地編入に関しましてあくまでも農地の農地についての審議を行っていただきたいと
思います。前回編入の時にですねちょっと申請者の話とかいろいろ話がちょっと深く掘り下がった
ところがございますので記録をされておりますのでちょっと公表できないような状況とかもござ
いますのであくまでも農地としての審議で、よろしくお願いします。

以上です。

(会長)

はい。

それでは最初にですね申請区分、除外箇所番号1について、事務局説明をお願いいたします。

なおこの案件に該当する土地についてすでに非農地となっておりますので、推進委員の意見は伺
いません。

はい事務局。

(事務局)

案件番号一番、一番ですねこちらの案件がですね、筆数で7筆すべてですね、スライドには、出
てないんですけども、こちらすべて7筆については、令和3年3月15日付ですでもう農地では
ない非農地通知を行っています。

説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明がありました。

それでは箇所番号1について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号1について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで箇所番号1についての意見は特になしとします。

続きまして箇所番号2について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

農振除外、2番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の1ページをご覧ください。

申請者土地所有者は、今後も耕作する予定がなく、また、申請地は、地区の中心に位置し、消防車両の出勤にも都合が良いことから、佐伯市消防本部に寄付し、佐伯市消防団弥生方面隊、第5分団の新しい機庫用地。

団員減少、機庫老朽化による二部統合の一つの機庫用地として有効利用したいと考えました。

申請地では、木造平屋建ての消防機庫建築面積110㎡1棟と、土嚢倉庫建築面積推定約24㎡1棟、計2棟を建築設置します。

また、駐車場、団員用推定約9台、ホース塔一基を設置し、その他空きスペースは通路車両転回スペースとして利用する計画です。

なお、防火水槽の設置はありません。

造成工事は0.6メートルの盛土を行いますが、擁壁を設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また、汚水処理は単独浄化槽を設置し、処理水は用悪水路に放流します。

申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると認められます。

なお本案件は土地収用法第三条第19号、市町村が消防法によって、設置する消防の用に供する施設に該当するため、許可不要となる旨を申し添えます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、一瀬推進委員をお願いします。

(一瀬推進委員)

はい。

同じ水利組合。

私が所属してます水利組合の同じメンバーの申請人なんですけども。

2年前までは水稻栽培をしてたんですけども、こういった用途で今回寄付ということですね、扱うことになったということなんで。

地域のためにはですね、非常に安心安全のために活用できてるというふうに判断しました。

全く問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号2について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号を2について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、箇所番号2についての意見は特になしとします。

続きまして、箇所番号3について事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

箇所番号3番についてご説明いたします。

お配りしている地図の2ページをご覧ください。

申請地の隣接し、1175番1の石積みが令和6年10月の大雨で申請地側に崩壊した影響で、1175番地1に立っている建物が傾き危険な状態になりました。

そのため、緊急に工事する必要がありましたが、建物が崩壊した石積みの基盤にあり、元西位置に沈みを施工することが困難であり、やむを得ず申請地側にブロック積みを施工し、普及している状況です。

よって、今回の申請により、申請地を宅地擁壁用地として有効利用をしたいと考えました。

なお、申請地番は申請面積確定のため、令和6年12月6日付で分筆登記を完了しています。

また、すでに利用目的、利用目的に使用していることから、農用地区域除外申請書には始末書が添付されています。

申請地では、隣接する地番にある建物の基礎部分として、擁壁を設けます。

設置工事はすでに完了しているため、周囲への被害はありません。

小田遺跡土地改良区より農用地区域内から除外することについて条件を履行することで、同意する旨の意見書が添付されています。

申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われれます。

なお申請地は、すでに宅地擁壁用地として利用しているため、転用には追認許可申請が必要です。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員をお願いします。

(市原推進委員)

始末書が出ているので特に問題になることはないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号3について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号3について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、箇所番号3についての意見は特になしとします。

続きまして箇所番号4及び5については、申請者は異なりますが、申請地は隣接し、資材置場として一括使用する予定であることから、一括して審議いたします。

なお、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

箇所番号4、5番については、隣接地で除外後の当該土地の土地利用者が同一であり、関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

お配りしてる地図の3ページをご覧ください。

申請者、土地所有者は、今後も耕作する予定がなく、また各申請者は、大分市在住及び高齢で、現地を農地として利用管理するのが困難な状況です。

除外後の土地利用者は、近くで船舶関連の鉄工所、鉄工業を経営していますが、船舶関連資材、船舶艀装品等については、置き場が足りず、工場内や、作業ヤードに仮置しており、作業に支障をきたしている状況です。

よって、土地を探していましたが、近くに適した土地もなく、また検討した土地も、金銭面での折り合いがつかないなど、良い土地が見つからないため、申請地を資材置き場として有効利用をしたいと考えました。

申請地では、貯槽鋼材6メートル掛け15メートル、糸球鋼材8メートル掛け30メートル、船舶艀装品8メートル掛け、30メートルの各一式の資材置き場を設けます。

造成工事は0.8メートルの盛土を行いますが、L字型擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、資材設置により、周辺農地に関わる営農条件に支障を生ずる恐れはなく、地域計画の影響についても、佐伯市農政課内で連絡調整をしているとのこと。

岸河内管理保全組合より農用地区域内から除外することについて条件を履行することで、同意す

る旨の意見書が添付されています。

申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして、定量の見込みがあると思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして、寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

はい [] が、資材置き場と使用するというので、こちらの申請地は [] と、約 300 メートルぐらい離れてるんですけど。

はい。

問題ないかと思えます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号 4 及び 5 について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号 4 及び 5 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、箇所番号 4 及び 5 についての意見は特になしとします。

続きまして、箇所番号 6 について、事務局の説明の後、藤原推進委員は欠席ですね。

ですから担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(農政課)

はい。

市役所農政課の岡部と申しますよろしく申し上げます。

箇所番号 6 ですが、場所は弥生堤内になります。

こちらの農地ですね、もともと農振農用地ではあったんですけども、令和 4 年にすぐそばを通る河川の改修工事にかかる住居の移転先とし、移転先の候補として上がったため、一旦除外をしたところではあるんですけども、今回住居の移転が完了したことによって、この農地が住宅用地として使う予定がなくなりましたので、地権者の方が再度農振農用地に編入して、今後農業を、また再開したいというご希望がありまして、編入の申請を受けたところでありまして。

箇所番号 6 については以上になります。

(会長)

事務局の方で推進委員の意見を誰が担当してるのかな。

藤原推進の意見は誰が預かっちゃう。

(農政課)

はい。

すいません失礼しました。

当該地区を担当されています。

推進委員さんの藤原様より、農業を再開される意向があり、特に支障になることがないので、問題はないと思われまして、ご意見をいただいております。

以上です。

(会長)

事務局からの説明等、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号6について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号6について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、箇所番号6についての意見は特になしとします。

続きまして、箇所番号7について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いします。

(農政課)

はい。

箇所番号7になります。

直川仁田原にあります。3筆となります。

こちらは現在田んぼとして活用し、水稻の耕作を行っております。

今後も田として、農地の維持に努める上で、中産間地域等直接支払交付金事業活用するため、事業要件である農業振興地域の農用地として編入を行いたい旨、申請をいただいております。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい。

続きまして、曾根田推進委員お願いします。

(曾根田推進委員)

はい現在も作付けしており、特に問題はないと思われまして。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは箇所番号7について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは箇所番号7について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、箇所番号7についての意見は特になしとします。

以上で、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出に関する7件の審議を終わります。

続きまして、その他の項目②非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願一番を説明いたします。

申請地の調査は2月20日に担当区の坂本推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市上浦大字津井の2筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、耕作者が高齢のため、以下の耕作をやめた後、昭和50年4月ごろから、農地法の許可をえずに杉を植林し、49年以上が経過しております。

現況は、前方画面に映しだしている通りの状況で、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは番号一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号2について事務局の説明の後岡田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願2番を説明いたします。

申請地の調査は2月20日に担当区の岡田推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字重岡の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、傾斜地では、畑地として耕作を厳しく、平成6年頃から耕作放棄したため、竹林化し、畑地として利用が困難な状況になっています。

現況は前方画面に映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして岡田推進委員お願いします。

(岡田推進委員)

ここは田んぼにも山にも。どうすることもできない。

切れば山が崩れる。何かをしようと思っても、うらがもう土が崩れてるので非農地が良いと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号3について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

非農地証明願3番を説明いたします。

申請地の調査は2月10日に担当区の松本推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市臼坪の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和40年ごろに建物を建てるため、農地法の許可はえずに土地を貸し、その後、空き家となり、放置されたため、山林化しています。

現況は前方画面に映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、非農地証明願いに関する3件の審議を終わります。

続きましてその他の項目③農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課の説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和7年5月1日開始分の81件になります。

内訳としまして、契約期間4年のもの配分がえで登記地目田2筆。3374平米。

契約期間5年のもの。

契約更新で、登記地目田3筆1万4810平米、登記地目畑、6筆3518平米。

契約期間10年のもの、更新で登記地目田17筆、2万250平米、契約期間20年のもの、新規で登記地目畑2筆。2419平米、更新で登記地目田3筆、3735平米、登記地目畑、1筆225平米。

契約期間21年のもの、中間保有で登記地目田17筆2万1305平米。

登記地目畑5筆、4203平米。

登記地目山林、1筆465平米。

契約期間24年のもの、中間保有で登記地目田24筆2万5161平米。

以上合計81筆、面積が9万9184平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いたします。

はい。

飛高委員。

はい。

事務局。

いいですか。

はい、飛高委員。

いいな。

はい。

他の方向かご意見ございますか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いたします。

(副会長)

これもちまして令和7年第3回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。